

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年7月3日

長野県警察本部長 小山 巖

1 入札に付する事項

- (1) 件名
不用車両の売払い
- (2) 品目及び数量
四輪車 26台
詳細は、入札説明書のとおりです。
- (3) 引取期限
令和5年9月29日
- (4) 引渡場所
長野県警察機動センター
長野県警察学校
長野県警察高速道路交通警察隊

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「物件の買入れ」又は「その他の契約」の等級がC以上に区分されている者であること。
- (3) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法律」という。）に基づく、次の登録及び許可を受けた者であること。
 - ア 法律第44条の規定に基づく引取業者の登録
 - イ 法律第55条の規定に基づくフロン類回収業者の登録
 - ウ 法律第60条の規定に基づく解体業の許可
 - エ 法律第67条の規定に基づく破碎業の許可
- (5) 塀等により外部と仕切られた専用の保管場所を有し、警備会社等により施設の監視警備等がされている者であること。

- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県警察本部警務部会計課
電話 026(233)0110 内線 2245
- 4 仕様についての問い合わせ先
長野県警察本部警務部警務課
電話 026(233)0110 内線 2672
- 5 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和5年7月21日（金） 午後2時30分
イ 場所 長野県庁西庁舎1階 入札室
- (3) 郵送入札の可否
郵送による入札を認めます。
なお、郵送により入札書を提出する場合は、令和5年7月20日（木）午後5時までに長野県警察本部警務部会計課に到達するように送付してください。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を令和5年7月14日（金）午後5時までに提出しなければなりません。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札書であって、最高の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 6 その他
詳細は、入札説明書によります。